

Ⅱ. 事業報告

1. 私立大学の情報教育及び情報環境に関する調査及び研究

1-1情報教育に関する研究

平成16年度は、18の学系別教育IT活用研究委員会（担当理事：藏下勝行、学系別委員長は付録の委員会委員一覧を参照）を継続するとともに、情報倫理教育の支援に関する研究（担当理事：藏下勝行、委員長：荒木伸怡、立教大学）を行った。

1-1-1情報技術を活用した学系別教育の研究・支援

18の学系別のIT活用モデルについて、教育内容の豊富化・高度化、さらには教育の質保証についても可能性を模索するため、文学、英語学、法律学、経済学、経営学、会計学、社会福祉学、心理学、物理学、化学、機械工学、建築工学、経営工学、栄養学、被服学、医学、歯学、薬学の委員会にて活動した。

以下に、学系別教育IT活用研究委員会の活動概要を報告する。

(1) 文学教育IT活用研究委員会

本委員会（委員長：竹本幹夫、早稲田大学）は、16年6月、11月、17年1月の3回開催した。日本文学では、ITを活用した教育の質保証を実現するために、教員の授業運営技術の向上と教員が使用可能な教材環境の充実を図る必要があるとした。授業運営技術及び客観的な評価方法の確立は早晩解決できる問題でないが、教材環境の充実は、独立法人化した国文学研究資料館や国立歴史民族博物館等の研究機関による教育への有効活用が期待できることや、同機関の教員による遠隔授業への参加が可能と判断し、当面、日本文学研究を専門とする国文学研究資料館との連携を模索することになり、17年度に国文学研究資料館の教員を招聘して、連携の可能性について打診することとした。なお、学外機関との連携について、本協会が把握している日本文学、国語学の

担当教員にニーズ調査を実施したところ、多くの教員から連携を求める声があり、今後資料館との交渉を進めることになった。

(2) 英語教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:北出 亮、拓殖大学)は、16年5月、7月、9月、11月、17年2月の5回開催した。英語教育におけるLearning Management Systemの効果的な活用方法を研究するため、各委員による授業実践の報告、英語教育の問題点について検討した。特に「大学を卒業しても英会話能力が身につけていない」という批判を真摯に受け止め、この問題を克服するためには、カリキュラム上で学習の教育目標・評価基準を明確し、その目標・基準に到達させるための英語教育方法が必要であるとの共通認識を得た。そこで、英語教育のコア・カリキュラムの方向性を視野に入れつつ、有効なIT活用方法の指針を検討することになり、コア・カリキュラムの問題を含め教育の質保証、大学間協力について広く議論するため、17年3月に英語教育IT活用研究集会を開催し、関係教員の方々から意見を聴取した。

(3) 心理学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:木村 裕、早稲田大学)は、16年6月、9月、3月の3回開催した。昨年度に引き続き、Web上における心理学教材・素材のデータベースの構築に向け、インターネット上に遍在する心理学教育に有益な教材・素材情報を収集することになり、現在も作業を継続している(<http://www3.juce.jp/blog/psycho/>)。また、文部科学省の答申「我が国における高等教育の将来像」で学問分野別コア・カリキュラムの提言を受けて、心理学教育におけるIT活用方法とその教育効果の測定も念頭に置きながら、17年度に効果を検証するため実験・調査を実施することと、IT活用度の高い教員に対して具体的な活用方法等を追跡調査することとした。

(4) 法律学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:吉野一、明治学院大学)は、16年6月、10月、17年1月、3月の4回開催した。16年度は、法科大学院での教育を取り上げ、学生が自宅で事前事後学習が可能となるようにe-Learningシステムの導入が不可欠と判断し、e-Learning活用の実情を調べ、問題点を検討した。その結果、①コンテンツの不足、②労力の問題、③e-Learningだけでは法科大学院の教育

を肩代わりできないことなどが確認された。そこで、委員会としては、コンテンツ不足の問題を解決するため、教員間で共同利用可能な動画教材として、法学入門教材、事例問題のビデオ教材、模擬裁判のビデオ教材、講義のオンデマンド教材を委員が協同して作成することとし、外部機関の資金を活用して教材を作成している。以下に、e-Learningコンテンツの開発方針と利用システムについて掲載する。

コンテンツ開発の概要等

1. 法の学び方についてのビデオ教材

初めて法学を学ぼうとする、あるいは学ぶことを検討している者に対する入門として、社会における法の役割・機能を示し、またどのような過程で法を学び、最後はどのような形で法曹として活躍するかを示すビデオを作成する。これは一般の人に法の世界とはどういうことかを啓蒙する教材として機能する。また法を学ぶ上での基本的方法・技術を習得するための教材として利用される。

2. 事例問題のビデオ教材

法科大学院の発足とともに、事例問題を解くという形で教育するプロブレムメソッドが法学教育の中心的方法となっている。従来、事例問題は抽象的に文書で書かれてきたが、本プロジェクトでは事件のシナリオをビデオで作成し、オンデマンドでネットから利用できるようにする。

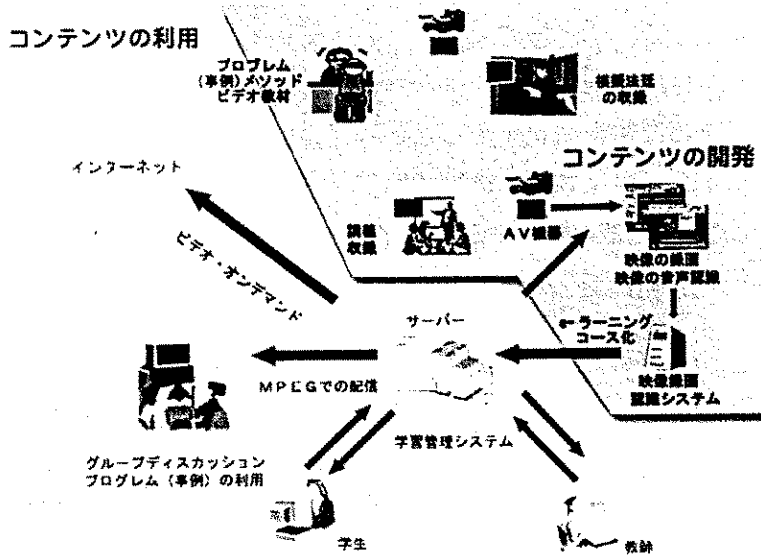
3. 模擬裁判のビデオ教材

模擬裁判の実施例を録画し、それを編集して、ビデオ教材とする。この教材の目的は、裁判の運行過程を学ぶとともに、どのような場面でどのように主張、反論等すべきかを学ぶ。編集に際しては、必要に応じて指導教員の質問やコメントを挿入し、表示できるようにする。また学生のそれに対する対応も入力できるようにする。本教材は、裁判員制度により裁判に参加する一般市民のためのガイダンスとしても機能しうる。

4. 講義のオンデマンド教材

海外では講義を録画してオンデマンドの教材とすることがかなり行われている。しかし、わが国では、とくに法学の分野では少ない。そこで、講義科目（例えば契約法、知的財産権法等）について全講義を集録し、編集してビデオ教材とする。

法学 E-Learning (コンソーシアム)
コンセプト全体イメージ図



(5) 経済学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:山岸忠雄、東海大学)は、16年12月、17年2月の2回開催した。委員会では、これまで学生の動機付けを目的としたITの活用方法について研究してきたが、コア・カリキュラムを視野に入れた中で教育目標を達成するために有効なIT活用を研究することになり、米国でのNCEE(米国経済教育協議会)による初等教育から中等教育までの経済教育カリキュラムに関する標準プログラムを参考に検討することにした。この指針では、マクロ経済学～ミクロ経済学入門レベルの範囲を包括しており、学年ごとの評価基準が詳細に掲載されている。これを参考に職種別に必要とされる経済学の知識や技能を教育目標として体系化し、各目標到達に向けたIT活用方法を検討していくこととした。

(6) 経営学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:野澤正徳、阪南大学)は、16年7月、9月、12月、17年3月の4回開催した。委員会では、16年11月に実施の3地点を結んだ遠隔授業実験の企画を検討し、國領二郎教授(慶應義塾大学環境情報学部教授)と楢村文信氏(P&G)を講師として、東京市ヶ谷の私情協事務局に招聘し、インタ

インターネット会議システムを通じて「企業における無線ICタグ」をテーマとした遠隔授業を講義と学生との質疑応答を組み合わせることで、授業の動機付け、現実感覚を醸成する実験を行った。私情協事務局－武蔵大学－阪南大学の3地点を通常のインターネット回線を利用したため音声の遅延が若干生じたが大方満足できた。今後は、授業のシナリオ作りの工夫、コンテンツへの書き込み、学生との質疑応答の環境を充実することが確認された。後半の委員会では、実験の反省と17年度に向けた事業活動について検討した。

RF-IDになぜ取り組むのか

- 消費者価値を高めるために、常にイノベーションをとりいれる。
- CDSNの実現
 - ・ コンシューマー・ドリブン・サプライ・ネットワーク
 - ・ 第1の真実の瞬間での勝利。
 - ・ Right Time, Place, Product, Valueの実現。
 - ・ バーコードの限界
 - 数量等をカウントには有効であるが、状態を常に把握しておくことは出来ない。

(7) 会計学教育IT活用研究委員会

本委員会（委員長：岸田賢次、名古屋学院大学）は、16年4月、6月、8月、10月、12月の5回開催した。昨年度より会計学の入門教材のアーカイブ化を目指すことになり、管理会計、財務会計、簿記、会計情報システムの分野で委員各自が作成した教材を授業で使用し、その効果の検証を行った。また、その成果を広く紹介するため、9月開催の日本会計研究学会第63回大会に報告した。また、ITを活用した教育方法の効果を明確化するためにも、それぞれの科目における教育目標を定め、その到達度をもって評価すべきであるとの共通認識から、次年度では、会計学教育の分野別コア・カリキュラムを検討することとした。

(8) 社会福祉学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:安西将也、龍谷大学)は、16年7月、11月、17年3月の3回開催した。本年度の前半は、委員が実践のIT活用授業の報告を行い、後半は18年に発刊を予定している報告書の掲載内容を検討した。社会福祉学は、授業で習得した知識・理論を現場で応用する実習教育が不可欠なことから、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉、公的扶助の4分野でネットワークを通じて関連施設と大学の教室を結んだ遠隔授業、実習を疑似体験するシミュレーション活用授業のモデルを検討することにした。

(9) 物理学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:藤原雅美、日本大学)は、16年5月、10月、11月、17年3月の4回開催した。18年度発刊予定の報告書に向けて、①通常の授業におけるITの活用(主に対面授業とe-Learningの融合)、②実験におけるIT活用(シミュレーション、あるいは事前事後の学生間のコミュニケーション促進)をテーマとして研究を進めることとした。通常授業のITの活用では、Learning Management Systemを用いたe-Learning、実験での活用は、アニメーション、シミュレーションを用いたWebベース教材の教育効果を検証することにした。また、併せて物理教育におけるLearning Management Systemの効果的活用方法を模索するため、昨年度より継続して、各種企業や研究者を招聘し、ヒアリングを実施した。

(10) 化学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長:竹内敬人、神奈川大学)は、16年6月、11月、17年3月の3回開催した。本年度は、昨年度より継続のWebによる演習問題データベースと化学基礎実験の動画データベースの構築を検討した。演習問題のデータベースは、問題の収集方法、ファイル形式、著作権に関する障壁をなるべく除去するため、Webブラウザ上から登録可能なシステムとすること、ファイル形式はdocファイル、利用・改変を認めることとした。また、全文検索機能、問題へのメタデータの付与について、現在賛助会員の協力を得て実現可能性を検討している。実験動画データベースは、サンプル動画の作成と作成指針を取りまとめることにした。なお、動画ファイルの容量が大きいため、ネットワークで利用できない可能性があることに鑑み、CD-ROMあるいはDVD-ROMに収録することを予定している。

(11) 機械工学教育IT活用研究委員会

本委員会（委員長：曾我部潔、上智大学）は、4月、6月、8月、11月、17年1月、3月の6回開催した。16年度の前半は、Webによる機械工学教材データベースのシステム調整、利用上のルールを取りまとめ、8月よりシステムの本格稼働を開始した。(URL:<http://www.juce.jp/senmon/kikai/database/index.html>) 現在は、36件のコンテンツを登録しており、今後も継続してコンテンツの登録を関係教員に求めていくことにしている。また、17年度に産学連携型授業の実験を計画することになり、後半はインターネット会議システムを活用し、(財)鉄道総合技術研究所の研究者によるミニ講義の企画に着手するとともに、機械工学教育におけるコア・カリキュラム作成の可能性について検討をはじめた。

(12) 建築学教育IT活用研究委員会

本委員会（委員長：若井正一、日本大学）は、16年5月、7月、17年1月、3月の4回開催した。建築教育における産学連携の可能性について検討した。建築教育は、インターンシップやワークショップなど実務家の協力を仰ぐケースが多いが、実際はOBなど身近な人材に頼るケースが多く、必ずしも産業界サイドから積極的な支援を受けているとは限らないので、今後はネットワークを活用した産学連携授業の計画を検討するとともに、産業界が求める即戦力となる建築学教育のコア・カリキュラムについても検討することとした。

(13) 経営工学情報教育研究委員会

本委員会（委員長：渡辺一衛、成蹊大学）は、16年6月、7月、9月、10月、17年2月の5回開催した。委員会では、社会のニーズにマッチした新しい経営工学のカリキュラム体系、ケーススタディを中心とした教材の開発、教材を活用する上での新しい教育方法の研究が必要であることを確認した上で、新しい経営工学のカリキュラム体系を調査するため、国内外の経営工学カリキュラムの調査及びMOTカリキュラムの調査を実施した。その中で米国の1大学当りの科目数は、日本の1大学では担うことができないほど多いことが判明し、カリキュラムの高度化を図るためにも産学連携の必要性が確認された。そこで、17年度には社会が求める人材像（知識・技術・態度）を整理し、それを実現するための教育目標、コア・カリキュラムについて検討していくこととした。

(14) 栄養学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長：武藤志真子、女子栄養大学)は、16年6月、8月、10月の3回開催した。栄養学教育では、臨床栄養学の比重が大きくなっているが、実習の受け入れや医療機関との実習の連携が期待通りになっていないこと、医療機関、食品関係の企業関係者が期待する管理栄養士と大学での教育とが必ずしも一致していないことから、臨床現場で働く実務家より学生に求める能力及び大学に求める教育内容を調査するため、日清医療食品株式会社の井上 明氏、独立行政法人国立病院機構の田中 寛 氏を招聘し、具体的な業務内容及び求める人材像についてヒアリングし、栄養学に関する知識は勿論のこと、対人コミュニケーション能力、経営管理能力の重要性が指摘された。また、この機会を契機に関係機関による大学教育への支援の重要性が認識された。

(15) 被服学教育研究IT活用研究委員会

本委員会(委員長：高部啓子、実践女子大学)は、16年7月、9月、12月、17年2月の4回開催した。本委員会では、私情協加盟校における被服系科目のデータベースを構築するため、21大学・23短期大学の調査を行った。そして各大学のシラバスから抽出した1,862件の科目を15分野に分類し、その上で実際のデータベースの構築を行っており、次年度にはWeb上での公開を予定している。

(16) 医学教育IT活用研究委員会

本委員会(委員長：内山隆久、日本大学)は、16年7月、11月の2回開催した。委員会では、まずITの活用は、教育の支援手段であり、コンテンツやシステムで教育内容が改善されるものでないこと、シミュレーションも可視化により理解を深めることはあるが、プロセスがブラックボックス化することによる思考が欠落するなど可能性と限界があることを確認した。その上で、科学的根拠に基づく診療(EBM)を行うために医療画像、電子カルテなどの臨床データの大学間における臨床データの共有化に伴う個人情報保護のあり方を研究するため、東京大学大学院情報学環より山本 隆一 氏(医療情報学)を招き、医療機関における個人情報保護に関する指針を学習した。患者情報を教育目的で利用する場合にも、事前に利用目的を明示し、患者の同意を得る必要があることと、データから個人を特定できないような加工が必要で、例えば病院内での利用目的の掲示、ホームページ上での掲載などの工夫が求められていること

が判明した。

(17) 歯学教育IT活用研究委員会

本委員会（委員長：神原正樹、大阪歯科大学）は、16年5月、8月、9月、12月、17年3月の5回開催した。本年度の活動内容としては、歯学教育授業情報データベースと3大学による遠隔授業実験であった。授業情報データベースについては、データベースフォーマットを決定し、それに基づいて委員が自作のデータをサンプルとして掲載することにした。その際、テキストによる授業情報だけでは授業内容の把握が十分でないことから、講義のビデオの一部分（10分程度）、パワーポイントも掲載することにし、現在事務局においてデータベースの構築を進めている。

遠隔授業実験は、16年12月に大阪歯科大学、東京歯科大学、愛知学院大学で実施することになり、授業テーマは「口腔衛生学」として、3校の教員がそれぞれ講義を行った後に共有の小テストをWeb上で配信し、携帯電話によって回答させる方法ですすめた。即時Web上で学生の回答を公開したので、学生の競争意識を向上させる上で有用であった。17年度では4大学間における遠隔授業実験を企画している。さらに、今後は法律専門家による医事法に関する講義など、専門外の授業の実施も計画することとした。

(18) 薬学教育IT活用研究委員会

本委員会（委員長：河島進、北陸大学）は、平成16年9月、17年1月、3月の3回開催した。コア・カリキュラムに基づく薬学教育でのIT活用について検討を進めた。薬学教育では知識の伝達に加え、グループ学習によるプレゼンテーションなど問題解決に向けて行動のできる教育方法に転換しつつあること、CBT、OSCEは日常化されており特徴的ITの活用とは言えないことを共通理解した上で、日本薬学会によるモデル・コア・カリキュラムにもとづき、授業目標を達成するためのITの活用を紹介するため、モデルコア・カリキュラムより症例・処方データが不可欠な学習項目を抽出し、教育現場での具体的な活用モデルを考案するとともに、データの収集方法について検討することとした。

1-1-2 情報倫理教育の振興に関する調査・研究

情報倫理教育振興研究委員会（委員長：荒木伸怡、立教大学）では、情報リテラシーの授業をはじめ、ネットワークを活用するあらゆる授業に何等かの形で情報倫理教育が実践されるよう、オンデマンドによるeラーニング教材の開発と情報倫理教育研究集会の企画運営を行った。

(1) eラーニング教材の開発

15年度にとりまとめた以下の通りの教材の内容に沿って、委員が分担してオンデマンドの教材作りを行った。内容・構成は、最初に「インターネット社会の特質」として、居ながらにして大量の情報を集め、利用できる便利な社会であるが、顔が見えない社会でうっかり加害者になるなど、光りの部分と影の部分があるとし、2の「情報の共有と秩序の維持」では、自己責任による被害防止、加害防止が必要であることを強調した。3の「コミュニケーションの形成」では、匿名であるがゆえの発言の慎重性の確保、4の「パスワードの秘匿性の確保」、5の「個人情報の管理の重要性」、6の「悪意への加担防止」、7の「禁止行為の自制」、8の「著作権侵害の自己点検の必要性」、9の「異文化理解」、10の「セキュリティ対策の徹底」、11の「暗号処理の活用」、12の「著作権理解」とした。

情報倫理授業の中で、教員が素材として使用できるように、また、学生の自学自習教材として使用できるよう、1コンテンツ5分程度を目安に静止画、アニメーション、音声、板書映像などをテーマごとに部品化し、用途に応じて組み合わせて使用できるよう作成した。私情協のWebサイトから加盟大学・短期大学のサーバにダウンロードの上、教員と学生による学内LAN上での限定利用とし、平成16年7月上旬に無料で会員代表者宛にダウンロード用のパスワードを送付した。

情報倫理教育e教材2004年版

- I. 総論
 1. インターネット社会の特質
 2. インターネットにおける秩序の形成
 3. インターネット社会におけるコミュニケーション
- II. 被害防止
 4. パスワードの流出防止
 5. 個人情報の重要性
 6. うまい話の危険性
- III. 加害防止

- 7. 禁止行為
- 8. インターネット社会の著作権
- 9. 国際理解
- IV. インターネット社会におけるセキュリティ
 - 10. セキュリティ対策の必要性
 - (1) インターネット社会の脅威
 - (2) セキュリティ対策
 - 11. 暗号とデジタル署名
- V. インターネット社会における知的財産権の保護
 - 12. インターネット社会における著作権の理解
 - (1) 著作権とは
 - (2) 著作権の利用と使用
 - (3) 著作者の権利
 - (4) 著作権の内容
 - (5) 引用について
 - (付録)著作権の仕組み

情報倫理教育 e-教材 2004年版

インターネットの便利さを享受しているだけにとどまらず、

**顔を隠せる社会？
何をしても許される社会？**

思わぬ落とし穴が

インターネット社会の脅威

不正侵入
インターネット
コンピュータウイルス

組織としての対応

技術的対策

(1) 被害発生防止
(a) アクセス制御
(b) 暗号化

(2) 予防、検知、回復
(a) セキュリティ監視
(b) フランクリンプログラム
(c) サモリティホール等

教育的対策

セキュリティポリシー構築・運用・教育

情報倫理教育 e-ラーニング教材のイメージ

(2) 情報倫理教育研究集会の企画運営

加盟大学・短期大学の情報倫理教育に携わる教職員を対象に、e教材2004年版の詳細を説明し、意見・要望を伺うとともに効果的な活用方法などについて意見交換することを目的とする研究集会を開催し、本委員会が企画・運営にあたった。

(3) eラーニング教材の見直し・改訂

平成16年9月に開催の情報倫理教育研究集会にて、e教材の構成・内容、動作環境などについて多数の改善に向けた意見・指摘が寄せられたため、委員会では17年1月より3月に向け、以下の視点に沿って急速改訂作業を進め、第38回総会(17年3月29日)に報告した。

【教材の構成】

- ① 教材全体の中で著作権に関するテーマの割合が大きく、情報倫理の主要事項との解釈を招くことが考えられることから、本編から著作権の部分を含めて全面的に分離し、資料編として別途編集した。
- ② 通信の暗号化やデジタル署名の解説は、専門性が高く、一般の学生には難解であるため、本編から分離して資料編として編集した。

【教材の内容】

- ① 『インターネット社会の特質』では、インターネット社会の仕組みの解説が無かったので、新たに追加した。特に、世界中を網羅するネットワークでありながら利用規則がなく、管理者もいないなど、未成熟な仕組みであることを説明した。
- ② 『インターネットにおける秩序の形成』では、悪意に満ちた情報操作の視点が欠落していたので、国、社会や個人を陥れるような情報、差別発言、犯罪の教唆、自殺の誘導など、社会秩序の混乱・破壊を惹き起こしかねないことを追加した。また、情報倫理についての説明が難解であったため、社会生活を営む上で誰しもが身に付けなければならない課題として、一人々の内心に働きかけ、自らを律するための最低限度の行動基準であることを明確にした。
- ③ 『インターネット社会におけるコミュニケーション』では、『国際理解』として英語授業でのコミュニケーションの事例を交えて紹介したが、インターネット上でのコミュニケーションの特質が十分表現されていないことから、内容全体を見直し、個人と個人、個人と組織、個人と世界の視点で注意すべき心構えを紹介することにした。
- ④ 『個人情報の流出防止』では、学生に身近な留意事項として、携帯電話によるメールの送受信やWebサイトへのアクセスによる個人情報流出の危

険性を追加説明した。

- ⑤ 『インターネット社会の脅威（インターネット社会のセキュリティ）』では、技術的な専門性の高い内容であることから、例えば、不正アクセス等による情報の漏洩・改ざんなどの被害防止や、ウィルスに汚染されたことに気付かずウィルス付きのメールを送信しまうなどの加害防止の視点から、一般の学生が最低限度理解すべき内容に限定して内容を全面的に見直した。
- ⑥ 『被害にあったらどうするか（被害回復）』は、新規のテーマで、被害にあった場合の対策に関する説明が欠落していたことから、被害への対処法として、先ず学生窓口に相談すること、警察や関係省庁などのWebサイトを通じて情報収集することなどについて、新たに解説した。
- ⑦ 資料編の「インターネット社会における著作権等の保護」では、さらに網羅的な解説とするため、これまで不足していた項目として『著作権の適用除外』と『肖像権』に関する説明を追加した。

【教材の動作環境】

- ① 2004年度版では、スライドを音声をとともに自動再生する方式を取り入れたが、学生が受身になってしまうことから、今回は、学生が主体的に学習できるよう、スライドを手動で進める方式に改良した。
- ② 教材の容量が大きく学内LANに負担がかかるため、今回はできるだけ容量を小さくするよう見直すことにした。

その結果、コンテンツの構成を次のように大幅に改訂した。

情報倫理教育e教材（改訂）

I. 情報倫理の基礎

- 1. インターネット社会の特質
- 2. インターネットにおける秩序の形成
- 3. インターネット社会におけるコミュニケーション

II. 被害防止・被害回復

- 4. パスワードの流出防止
- 5. 個人情報の重要性
- 6. うまい話の危険性
- 7. インターネット社会の脅威
- 8. 被害にあったらどうするか

III. 加害防止

- 9. 禁止行為

10. インターネット社会の著作権

【資料編】

インターネット社会における著作権等の保護

- ① 著作権とは
- ② 著作権の利用と使用
- ③ 著作者の権利
- ④ 著作権の内容
- ⑤ 引用について
- ⑥ 著作権の適用除外
- ⑦ 肖像権

(付録) 著作権の仕組み
暗号とデジタル署名

改訂版のコンテンツの変更内容については、資料編【資料4】を参照されたい。なお、配信は、17年4月を予定している。